



島根県報

令和6年12月27日（金）

号外 第 125 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

2

人 事 委 員 会 規 則

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第20号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第42条を次のように改める。

（義務教育等教員特別手当）

第42条 条例第25条の2第3項に規定する教育職員（以下「義務教育等教員特別手当対象教育職員」という。）には、義務教育等教員特別手当を支給するものとする。

第43条第1項中「、条例第25条の2第1項及び第3項に規定する教育職員の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務教育職員であるときは、その者の属する職務の級とする。）に対応する別表第17」を「、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 条例第25条の2第1項に規定する教育職員及び義務教育等教員特別手当対象教育職員（次号及び第3号に掲げる者を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務教育職員であるときは、その者の属する職務の級とする。次号及び第3号において同じ。）に対応する別表第17に掲げる額
- (2) 義務教育等教員特別手当対象教育職員のうち、条例第25条の3第1項又は第2項に規定する産業教育手当（以下単に「産業教育手当」という。）を支給される教育職員で、農業若しくは水産に係る産業教育又は定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信制教育に従事するものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第17に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）（産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第17に掲げる額）
- (3) 義務教育等教員特別手当対象教育職員のうち、産業教育手当を支給される教育職員で、前号に掲げる教育職員以外のものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第17に掲げる額に4分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）（産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第17に掲げる額）

第44条の前に見出しとして「（産業教育手当）」を付し、同条を次のように改める。

第44条 産業教育手当の月額、給料月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第45条の前の見出しを削り、同条中「いずれかに」を「いずれにも」に改める。

第46条中「教頭、主幹教諭又は」を削る。

第46条の2を削る。

第47条を次のように改める。

第47条 この規則に定めるもののほか、産業教育手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号に掲げるいずれかの場合に該当するときは、産業教育手当は支給しない。

- (1) 出張中の場合
- (2) 研修中の場合
- (3) 勤務しなかった場合（条例第27条第1項及び教育職員の休日及び休暇条例第7条に規定する場合を除く。）

第48条の前に見出しとして「（定時制通信教育手当）」を付し、同条を次のように改める。

第48条 条例第25条の4第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者が全日制の課程における教育に従事する教育職員の正規の勤務時間を考慮して人事委員

会が別に定める時間において3時間以上業務に従事することを常例とするもの

ア 教頭のうち定時制の課程に関する校務を整理する者

イ 主幹教諭のうち本務として定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制の課程における教育に従事する者

ウ 教員のうち本務として定時制の課程における教育に従事する者

(2) 次のいずれかに該当する者が勤務時間条例第4条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日曜日において業務に従事することを常例とするもの

ア 教頭のうち通信制の課程に関する校務を整理する者

イ 主幹教諭のうち本務として通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として通信制の課程における教育に従事する者

ウ 教員のうち本務として通信制の課程における教育に従事する者

2 全日制の課程を置かない高等学校に前項第1号の規定を適用する場合には、同号中「全日制の課程」とあるのは、「通信制の課程」と読み替えるものとする。

第49条の前の見出しを削り、同条中「人事委員会が定める」を「人事委員会規則で定める」に改める。

第50条を次のように改める。

第50条 定時制通信教育手当の月額額は、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 定時制の課程 給料月額に100分の3.5（条例第17条の2の管理職員である教頭にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額

(2) 通信制の課程 給料月額に100分の2（条例第17条の2の管理職員である教頭にあつては、100分の1.5）を乗じて得た額

第51条を次のように改める。

第51条 この規則に定めるもののほか、定時制通信教育手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上第47条各号に掲げるいずれかの場合に該当するときは、定時制通信教育手当は支給しない。

第51条の2を削る。

第53条中「、第38条の3」を「及び第38条の3」に改め、「、第48条に規定する産業教育業務従事記録簿及び前条に規定する定時制・通信制教育業務従事記録簿」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。